

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1945号**

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（規則第6-1043号）の一部を次の表のよう

に改正する。（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(やむを得ない事情)	(やむを得ない事情)
<b>第2条</b> 一般職員給与条例第19条第1項及び市町村立学校職員給与条例第22条第1項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。	<b>第2条</b> 一般職員給与条例第19条第1項及び市町村立学校職員給与条例第22条第1項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。	(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
(届出)	(届出)
<b>第7条</b> (略)	<b>第7条</b> (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<u>4 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u>	
(確認及び決定等)	(確認及び決定等)
<b>第8条</b> 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第4項に規定する場合においても、同様とする。	<b>第8条</b> 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)
(支給の始期及び終期)	(支給の始期及び終期)
<b>第9条</b> 単身赴任手当の支給は、職員が新たに一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項に	<b>第9条</b> 単身赴任手当の支給は、職員が新たに一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項に

規定する要件を欠くに至つた日 (委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で委員会が定める日) の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 (略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 (略)